

銚田市農業委員会からのお知らせ

令和4年6月1日から、諸証明交付・台帳交付(閲覧)等の申請につきましては、申請者(窓口に来た方)の押印を不要としてきました。

上記以外の申請書(農地法等)につきましては、押印を求めてきましたが、**令和5年9月1日**より同様に押印を不要とします。

但し、申請の際(代理人等を含む窓口に来た方)には、本人確認をさせていただきます。(※1)

委任状等に関しましては、引き続き押印が必要となります。(※2)

○**令和4年6月1日**から押印が不要としてきた申請

耕作証明書、営農証明書、農業を営む者の証明願、農家台帳閲覧 等

○**令和5年9月1日**より押印を不要とした申請

農地法第3・4・5条許可申請書、買受適格証明願、現況証明願、農地改良協議、農地法第3条の3第1項の規定による届出書、制限除外の届出書、農業経営基盤強化法促進法による利用権設定

不明な点につきましては、お問い合わせください。

【ご注意いただくこと】

(※1)本人を確認するための書類は、官公署の発行した書類で、本人の写真が貼付されたもの。(例:運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)

※写真のないもの(健康保険証など)の場合は、2点以上提示していただきます。

※法人の場合は、社員証または従業員等であることがわかるものを提示してください。

※司法書士・行政書士事務所等の場合は、会員証や事務所の補助者または職員である旨の身分証明書等を提示してください。

(※2)引き続き押印が必要になるものは、下記の通りになります。

・委任状

・合意書

・同意書(農地改良協議書内の土砂搬出同意書、共有名義または未相続農地の場合の
法定相続人による同意書)

・始末書

・原本の還付できる証明書等の原本証明

(問い合わせ先) 銚田市農業委員会事務局 TEL 0291-36-7940